

ベトナム・ホーチミン販路開拓業務委託仕様書

1 委託業務の目的

国内人口の減少等に伴い内需が減少する中、本県に事業本拠地（本社、本店）を有する加工食品事業者等（以下「県内加工食品事業者等」という。）の海外販路開拓・拡大を目的に、近年目覚ましい成長と発展を遂げているベトナムにおいて、県内加工食品事業者等と現地バイヤーとの商談会（以下「現地商談会」という。）を実施する。

また、現地商談会への参加には、ベトナム市場への理解を深め自社商材の有効性を知ること、渡航の不安を取り除くことが有効であるため、併せて、ベトナム市場への販路拡大を目的としたセミナーを開催する。これらにより、県内加工食品事業者等の海外販路開拓を一貫して支援する。

2 履行期間

契約締結日から2026年3月31日（火）まで

3 委託事業の内容

下記の業務を実施することにより、県内加工食品事業者等のベトナム・ホーチミンにおける販路開拓・拡大を支援すること。

（1）セミナー

県内加工食品事業者等を対象に、以下のとおりセミナーの実施・運営を行うこと。

具体的な参加者の募集方法及び参加者の管理方法、セミナー会場、当日のタイムスケジュールや会場レイアウト、進行シナリオ等の運営方法、セミナー後に実施するアンケートの内容及びアンケートの実施方法について提案すること。

【概要】

対 象：ベトナムへの販路開拓を目指す県内加工食品事業者等

日 時：2025年7月下旬頃 2時間程度

形 式：原則対面形式

講 師：ジェトロ・ホーチミン事務所、AEON VIETNAM Co., LTD 関係者

内 容：ベトナム小売・消費市場の概況、ベトナムでの販路拡大戦略・事例、
ベトナム市場における輸入に対する規制等

場 所：岐阜市内

※概要については予定であり、変更することがある。

① 参加者の募集・選定・連絡調整

- ・セミナーに参加する県内加工食品事業者等を募集すること。なお、参加者募集は県でも実施するが、自社が保有するプラットフォームやリスト等を活用し募集したり、広報面で協力したりするなど、より広く募集し参加を促進すること。
- ・参加者からの問い合わせ対応やメール案内の送付など、連絡調整を実施すること。

② 講師への講演料の支払い

- ・別途県が招へいする講師（2名）に講演料を支払うこと。なお、講演料として1名あたり30,000円を本件の見積りに含めること。

③ 講演内容の調整

- ・講師と密に打合せを行い、上記の概要に沿って具体的なセミナー内容及び使用する資料等を決定すること。なお、セミナー内容については、参加者の今後のベトナム市場での事業に活かすことができる内容とすること。
- ・セミナー内容及び使用する資料等については、事前に県へ協議し、確認すること。

④ 会場の決定・当日の会場設営

- ・参加者や講師の利便性や会場規模、環境等を踏まえ、岐阜市内の適当な会場を提案すること。
- ・セミナー開催に必要な什器備品を手配し、必要に応じて搬入等を行うこと。

⑤ 当日の運営

- ・参加者への対応や講師のアテンド、司会進行など滞りなく開催できるよう、経験豊富なスタッフを適当な人数配置し、運営すること。
- ・タイムスケジュールを作成・管理し、司会進行を実施すること。
- ・受付を設置し、参加者の管理や案内を実施すること。

⑥ アンケートの実施

- ・セミナーに際してアンケートを実施すること。
- ・Web フォームを活用する等、回答者の負担軽減に努め、回答率の向上を目指すなど実施方法を工夫すること。
- ・アンケートには、プログラムに対する満足度や事業ニーズ、ベトナム市場への興味関心度、現地商談会への参加意向調査などを盛り込むこととし、内容については、事前に県へ確認し承認を得ること。
- ・アンケート結果を取りまとめ、セミナー終了後1か月を目途に県へ報告すること。

(2) 現地商談会

現地バイヤーと県内加工食品事業者等による現地商談会を、ホーチミンにおいて以下の通り開催すること。

商談会の方式、運営方法、会場及びレイアウト、バイヤーの選定基準及び手配可能な優良バイヤー10社程度、具体的な参加者の募集及び管理方法、参加者に対する商談前後における支援内容、アンケート案及び具体的な実施方法等について提案すること。

【概要】

参加者：ベトナムへの販路開拓を目指す県内加工食品事業者等 10社程度

バイヤー：ベトナム・ホーチミンに店舗を有するスーパー、レストラン及び同市場に
販路を持つディストリビューター、インポーター等 10社程度

日 時：2025年11月11日（火）（予定）

形 式：会場における対面形式での商談

場 所：ロイヤルホテルサイゴン（Royal Hotel Saigon）

70000 133 Nguyen Hue Ave. District 1 Ho Chi Minh City

※上記に寄り難い場合は、ホーチミン市内の同等ホテルでも可とする。

商談数：参加した県内加工食品事業者等各社が3社以上のバイヤーと商談できるよう事前に調整すること。また、自由商談の時間を設けるなど、可能な限り多くの商談機会の確保に努めること。

※概要については予定であり、変更することがある。

① バイヤーの選定・連絡調整

- ・商談相手候補となるバイヤーリストを県へ提示すること。
- ・リストの作成にあたっては、提案時に提示した手配可能な優良バイヤーおよびジェトロ・ホーチミン事務所が提供する「海外ミニ調査サービス」を利用し、入手したリストに掲載されているバイヤーを候補として含めること。
- ・リストに記載されたバイヤーの詳細なニーズや条件をよく把握し考慮した上で、県と協議の上、招へいするバイヤーを選定すること。
- ・バイヤーとは綿密な連絡を行い、必要な情報を随時提供すること。
- ・事前マッチング等が必要になる場合は時間調整等を行うこと。

② 参加者の募集・選定・連絡調整

- ・商談会の参加者を募集すること。なお、参加者募集は県でも実施するが、自社が保有するプラットフォームやリスト等を活用し募集したり、広報面で協力したりするなど、より広く募集し参加を促進すること。
- ・応募者多数の場合には、県と協議の上、参加者の選定を実施すること。
- ・商談の実施にあたり、随時必要な情報の提示、問い合わせ対応を行い、参加者と綿密な連絡調整を実施すること。

③ 商談前の支援

- ・商材の営業資料等、商談に必要な事前資料及び当日資料の作成をサポート（翻訳を含む）すること。
- ・資料の作成にあたり必要に応じて県内事業者へのヒヤリング等を実施すること。

④ 当日資料の作成、スタッフ・通訳等の手配

- ・商談会運営に必要な資料を作成すること。
- ・当日の受付・バイヤー誘導など滞りなく実施できるよう経験豊富なスタッフを配置し、スケジュールを管理し運営すること。日越両言語により進行できるよう、必要な進行役を配置すること。
- ・商談時に必要な通訳（ビジネスレベル・日越逐次通訳）を参加する県内加工食品事業者等と同数程度手配すること。

⑤ 会場手配

- ・上記概要に規定する会場（ロイヤルホテルサイゴン）を手配すること。
- ・上記以外の会場とする場合は、大型バスが入構・駐車可能な会場とすること。
- ・商談会開催に必要な什器備品を手配し、必要に応じて搬入等を行うこと。

⑥ アンケートの実施

- ・本事業の効果を検証するため、商談会終了後、参加したバイヤーと県内加工食品事業者等を対象にそれぞれアンケートを実施し、集計結果を取りまとめ県に報告すること。また、アンケートの内容及び様式は事前に県の詳細を得ること。
- ・Web フォームを活用する等、回答者の負担軽減に努め、回答率の向上を目指すなど実施方法を工夫すること。

⑦ 商談後の支援

- ・商談後、フォローアップのため、現地バイヤーへコンタクトを行うこと。
- ・上記以外に参加者へ提供可能な成約に資する支援（以下「追加支援」という。）を提案

すること。

- ・参加者に対し、適当な時期に追加支援を紹介すること。なお、参加者に対して追加支援を行う場合に要する費用は当該参加者に請求することとし、本件の見積りには含まないものとする。

⑧ 成約状況の確認

- ・契約期間満了日の15日前までの成約状況を、バイヤー、県内加工食品事業者等を確認のうえ、商談会の成果として県に報告すること。また、確認の内容は事前に県の下解を得ること。

4 県への報告書類

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上、行うこと。

事業終了後は、委託事業完了届及び事業の実施結果を取りまとめた実績報告書を速やかに提出すること。なお、実績報告書には以下の内容を盛り込むこと。

【報告書記載事項】

- ・事業の実施概要（2～3ページ）
- ・セミナーの参加者リスト
- ・（1）⑥のアンケート集計結果
- ・商談会の参加県内加工食品事業者等及び取扱商材リスト
- ・商談会の参加バイヤーリスト及び各バイヤーの概要
- ・（2）⑥のアンケート集計結果
- ・（2）⑧で調査した成約状況

5 支払条件等

本業務に係る経費は、原則として、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

6 著作権等に関する事項

別記1「著作権等取扱特記事項」による。

7 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（3）セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

（4）個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、別記3「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰する事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができる。そのために県に損害が生じた場合は、受託者は賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

10 その他

- ・本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・本委託業務の実施にあたっては、県や関係者と十分に協議するとともに、進捗状況について、随時報告すること。

【担当部局】

岐阜県商工労働部県産品流通支援課海外展開係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL : 058-272-8090 FAX : 058-278-3563

別記 1

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、岐阜県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に岐阜県に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に岐阜県に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、イラスト、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約により実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 受託者は、岐阜県に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、イラスト、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

(保証)

第 4 受託者は、岐阜県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅

失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 16 条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
1. メール誤送信システムの導入の有無について	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要	
3. システム的対策	
(1) リスク低減のための措置	
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	☐
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	☐
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	☐
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい	
① サーバ等における各種ログを確認している。	☐
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	☐
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復	
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
4. 人的対策	
(1) 組織における対策	
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐

	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
（２） 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

別記 2 関係

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 17 条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

【添付資料】

☐ 情報セキュリティに関する研修実施内容について簡潔に記載した資料

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、岐阜県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、岐阜県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、岐阜県に受領書を提出しなければならない。

- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岐阜県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、岐阜県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岐阜県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、岐阜県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、岐阜県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を岐阜県に提出しなければならない。
 - 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、岐阜県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために岐阜県から引き渡された保有個人情報記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することを行う。以下同じ。）をしてはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を岐阜県に提出して岐阜県の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、岐阜県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、岐阜県の求めに応じて、その状況等を岐阜県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を岐阜県に提出して岐阜県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、岐阜県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、岐阜県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、

秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、岐阜県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 岐阜県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、岐阜県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により岐阜県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受託者は、岐阜県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

- 第15 岐阜県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、岐阜県にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより岐阜県が損害を被った場合には、岐阜県にその損害を賠償しなければならない。